

**国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
仮徴収(4月・6月・8月の年金天引きが
始まります)**

◆対象となる方

年額18万円以上の年金を受給している方で、介護保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超えない方
また、国民健康保険の場合
は、加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯主

◆仮徴収の金額

・平成30年2月現在、特別徴収となっている方
↓平成30年2月の天引き額と同額
・新たに特別徴収の対象となつた方
↓前年度保険税(料)年額の6分の1の額(仮徴収開始通知書を送付します)

平成30年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が確定したのち、仮徴収額を差し引いた残りの保険税(料)を

10月・12月・2月に支給される年金から徴収させていただきます。

特別徴収による納付については、申請により口座振替に変更することができます。取扱金融機関の窓口で口座振替の手続きをしてから、受け取つた口座振替依頼書の「本人控え」「被保険者証」と「認印」を持参のうえ、保険年金課またはさしま窓口センターへ申し出ください。
引き続き年金からの天引きを希望される方は、手続きは不要です。

■お問合せ

保険年金課
☎0297(21)2187

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得のめやす】 118万円 + {扶養親族等の数 × 38万円}

学生納付特例の承認期間は4月から翌月3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月始めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。

■お問合せ 保険年金課 ☎0297(21)2187